

弁理士

フィールドは注目の知財！
弁理士の仕事・将来像
【佐藤 卓也 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

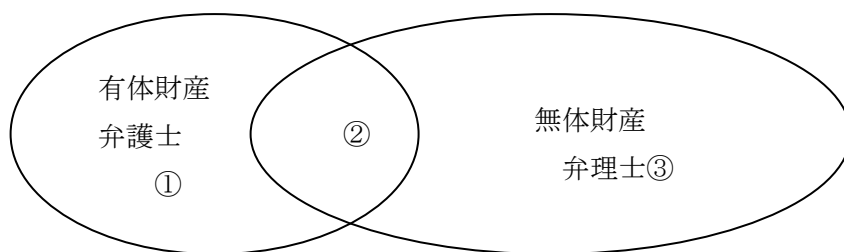


0 001321 190036

MU19003

1 弁理士の位置付けの変遷

- (1) 弁理士像
特許庁に対する代行業務をなす者との認識が高い。
∵ 権利は活用するのではなく、防衛するためと考えられてきたから。
- (2) AIによる代替化 → 特に専権業務が10年とは異なり凄まじい代替化
 - ① 試験 → 短答試験 → 単に○×の試験
→ 論文試験 → 薄く項目を挙げる → 相対評価
 - ② ある意味、今までの業務と試験とは合致していたのかもしれない
 - ③ 特定のキーワードをおさえて書く → 仕事と試験が最も乖離している試験
- (3) このままだと → 弁理士をとる意味がなくなる → 弁理士の二重構造
- (4) 現在は何を求められているのか
権利を取得した後、何をなすべきか → 画一的では解決できない。
 - ① 価値評価
 - ② 活用
 - ③ 侵害に対する措置
- (5) 凄まじい国際化（国際的な資格） → 改正に対応できるか。



②の部分がたくさんあるのに、今の受験ではこの分野の取得は難しい



試験がそのようになっていない。また、学習経験が最終的に実務に生きる。

2 弁理士の形態

- (1) 事務所弁理士 → 権利化前の専権業務が中心
→ これでは難しい時代になってきた（∵企業の内製化）。
企業弁理士 → 内製化現象 → 企業としての知財戦略を立てる仕事
- (2) 理系弁理士 → 明細書の作成・調査・中間業務が主の仕事
文系弁理士 → 商標調査・中間業務が主の仕事だった。
→ ただし、これで仕事が本当に来るのか（AI化・国際化）

3 知的財産権の問題点とこれから

(これが出来ればAIを使える人になれる)

- (1) 弁理士試験を知的財産権の専門家として捉えて勉強しているか
学際が浅い分野 → 定説がない → 自分で答えを探す。
 - ① 青色発光ダイオードの問題
 - ② 職務発明の問題
 - ③ 実務上の問題で改正（異議申立制度の復活）
- (2) 法律が相互に組み込まれている → 実は体系を理解すれば容易に判る
 - ① 何故、知的財産権というのか
 - ② あるデザインを保護する場合はどうするか（多面的に見える）
- (3) 理系資格という意識が高い → しかしある程度法律の知識が必要
- (4) すぐに改正（国内の必要性から条約の要請により）
- (5) 中小企業の保護育成が出来る人材不足

4 弁理士の一番の魅力

- (1) 権利化後（著作権はこの分野のみ）を十分に理解している専門家は少ない
→ その分野に切り込めれば他土業以上のビジネスチャンス
 - ① 必要な力 → 権利化前と違い、様々な見解があり得る
 - ② 従来言われてきた弁理士試験は、暗記だけでは対処不可
 - ③ 改正の頻度に耐えられない弁理士は、自然淘汰されてしまう
 - ・現在までの沿革の理解
 - ・特許庁とは異なり、裁判では画一的な見解だけでは駄目
- (2) 国際性（フィールドが広い） → 条約の理解
- (3) 著作権（弁護士・行政書士・弁理士）
だれが、その主導権を握るか

5 試験制度はどうか（試験委員の本当の意向は何処にあるのか）

- (1) 運用改正
- (2) 法律改正

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU19003